

標準化における最近の動向について

2023年10月25日

デジタル庁

1. 地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更の概要

2. 火葬等許可事務システム及び人口動態調査事務システムの各論対応について

3. 指定都市要件見直しの対応方針について

1. 地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更の概要 (令和5年9月閣議決定)

(変更前) 標準化基本方針 (令和4年(2022年)10月)

- 令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウドを活用した「標準準拠システムへの移行を目指す」
- デジタル庁及び総務省は、全自治体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握

令和4年度(2022年度)スケジュール調査

- 令和7年度(2025年度)への移行団体の集中・工数や需給ギャップの課題 が浮き彫りに

変更後

- 自治体は、「基幹業務システムを令和7年度(2025年度)末までに移行」することを堅持

<POINT①> 移行集中の課題解決のため

- ⇒ システムの移行作業については、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が可能となるよう、国は、令和5年度(2023年度)中に、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう集中的に支援
- ⇒ 課題や工程が明確化した一部のシステムについては、デジタル庁及び総務省において、具体的な対処方法を精査の上、所要の移行完了の期限を設定

<POINT②> 新たな国民向けサービスの迅速な提供を担保するため

- ⇒ 令和7年度(2025年度)末までに、データ要件の標準には適合させ、データ連携を担保

標準準拠システムへの移行支援について

- 標準準拠システムへの**円滑かつ安全な移行**を実現するため、デジタル庁及び総務省において、令和7年度末までの各地方公共団体における標準準拠システムへの移行を想定した作業スケジュールの目安として、以下のとおり、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】」に記載の作業項目を基礎とした、移行推進マイルストーン（移行目標目安）を設定している（※）。
- 制度所管省庁と連携し、移行推進マイルストーンに基づいて、各地方公共団体の標準化の取組が円滑に進むよう、引き続き支援を実施。地方自治体においては、移行作業の安全かつ円滑な実施や、**移行時期のできる限りの前倒しに繋がるよう、遅くとも各目標期限までにそれぞれのステップに係る作業の完了を目指す。**

（※）「地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進等について（依頼）」（令和5年5月23日付けデ社第200号・総行デ第114号デジタル庁統括官付参事官（地方業務システム基盤担当）及び総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長から各都道府県及び各指定都市担当部長あて通知）

【移行推進マイルストーン】

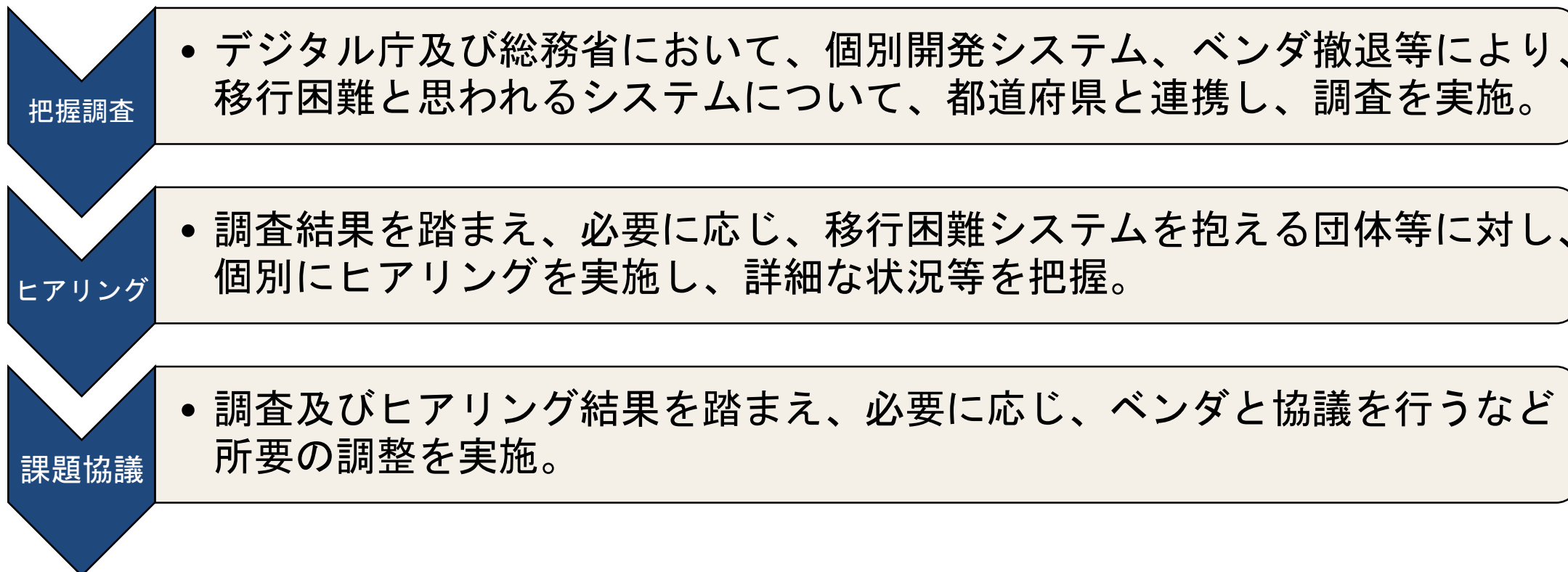
- **令和5年度中に、ベンダの選定・決定まで完了**することを目安とし、**令和6・7年度におけるベンダによるデータ移行作業等について、できる限りの前倒し**での実施を図る。

移行段階	作業内容	完了期限 (目安)	作業項目 (ステップ) ※
フェーズ0 未着手	未着手の自治体を0にする	令和5年5月末	
フェーズ1 計画立案	Fit&Gap分析による課題の洗い出し	令和5年9月末	③－2
フェーズ2 システム選定	予算要求・財政部局等との調整	令和5年12月末	⑧－2
	ベンダの選定・決定	令和6年3月末	⑩－2
フェーズ3 移行	システム移行時の設定	令和6年11月末	⑬－1
フェーズ4 移行完了	運用開始	令和8年3月末	－

移行困難システムの把握等について

- 標準化基本方針改定において、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとする。」とされたことを踏まえ、基本方針改定後、以下のとおり移行困難システム把握のための調査等を実施することとしたい。

【移行困難システムの把握等の流れ（イメージ）】



一定の判断基準を設けた上で、上記フローにより「移行困難システム」に該当するシステムを確定

2. 火葬等許可事務システム及び人口動態調査事務システムの各論対応について

人口動態調査及び火葬等許可の標準仕様書【第1.0版】（令和5年8月31日公開）を受けて、両業務のデータ要件・連携要件の標準（各論）【第1.0版】を作成する。

デジタル庁ウェブサイトで公開している「データ要件・連携要件の運用について」の整理においては、原則、標準仕様書の改定後1ヶ月以内にデータ要件・連携要件の標準を公開することとしているが、両業務は初版であることから以下のスケジュールで対応を検討する。

- ・ 10月中旬 全国意見照会
- ・ 11月末 データ要件・連携要件の標準（各論）【第1.0版】の公開

3. 指定都市要件見直しの対応方針について

■ 令和4年度（2022年度）：指定都市要件の調整概要

- 標準仕様書の令和4年8月の公表を受けて、指定都市からデジタル庁に対し、機能要件等の見直しについて要望。
標準仕様書の作成・更新は、各制度所管省庁が実施するところ、**令和4年度においては緊急的な対応として、デジタル庁主導の下で、指定都市及び指定都市向け標準準拠システムの開発予定事業者とともに、点検作業を実施。**
- 指定都市・事業者・デジタル庁による調整結果として、以下のとおり整理（合計：2,670件）。
「成案」663件（24%）、「再検討」1,903件（69%）、「不採用」104件（4%）
「再検討」とした1,903件については、次年度以降に検討することとした。



■ 令和5年度（2023年度）：指定都市要件見直しの対応方針

- 標準仕様書の作成・更新は、各制度所管省庁が実施するところ、**令和5年度においても、昨年度からの継続的な取組として、以下の方針で指定都市要件の見直しを行う。**
- 令和4年度（2022年度）の協議において、**再検討とされた項目（1903件）について、令和5年度（2023年度）内に標準仕様書への反映要否を固めるため、各制度所管省庁における検討状況も踏まえつつ、指定都市及び事業者の協力の下、デジタル庁と制度所管省庁が連携して最終的な精査を行う。**

指定都市要件再検討課題の精査手順の概要

【フェーズ1】デジタル庁から各制度所管省庁説明及び文書照会

- ① 各制度所管省庁向け説明会（9月15日）
- ② 各制度所管省庁に対応方針を文書照会（9月15日～26日）
以下A～Cのいずれかで回答（回答結果は、指定都市に公開）
A：制度所管省庁で独自に見直し、B：デジタル庁提案手順で見直し、C：その他
- ③ 回答結果を受けて、必要に応じて各制度所管省庁に聴き取り（9月27日～10月5日）

【フェーズ2】指定都市に対する事前説明（9月29日）



【フェーズ3】各制度所管省庁による再整理（10月上中旬）

【フェーズ4】指定都市による再整理（10月下旬～12月上旬）

【フェーズ5】各制度所管省庁による再整理（12月上旬～3月）

- ① 成案候補と不採用の分類整理（12月上中旬）
- ② デジタル庁による事業者照会・集約（1月上中旬）
- ③ 標準仕様書への反映要否の検討（1月下旬～3月）

【フェーズ1】②でB
を選択した場合のみ

標準仕様書へ反映【R6.3月】

【フェーズ6】デジタル庁によるデータ要件・連携要件の整備（4月）

デジタル庁

Digital Agency